

－ 認定農業者制度の概要 －

山口市農林水産部農業政策課農業振興担当

【目的】

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が効率的かつ安定的な農業経営を実現するために作成される農業経営改善計画(5か年計画)を市町村が認定する制度です。

認定農業者の皆様には、農業のプロとして自主的に経営改善に取り組み、地域のリーダーとしての自覚とプライドを持って営農されることが期待されています。

【対象者】

農業を職業として選択していこうとする意欲のある者で、山口市で農業経営を営み、又は営もうとする者であって、農業経営改善計画を自ら作成し、認定を受けることを希望する者です。

【農業経営改善計画の内容】

農業経営改善計画は、5年後を目指した下記の目標を記載します。

- ①農業経営の規模の拡大に関する目標(経営面積を大きくしたい)
- ②生産方式の合理化に関する目標(機械や新技術を導入したい)
- ③経営管理の合理化に関する目標(複式簿記等でコスト管理をしっかりしたい)
- ④農業従事者の態様等の改善に関する目標(休日制を導入し労働時間を短くしたい)

これらの目標を達成するための取組内容を記載し5年間の収支計画を作成します。

【農業経営改善計画の認定基準】

- ① 農業経営改善計画が市の基本構想に照らし適切なものであること。(基本構想に定めている所得・労働時間等)
- ② 農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。
- ③ 農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

【所得基準】

主たる従事者1人あたり年間所得が概ね 350万円 (5年後)

【年間の標準農業労働日数(時間)】

主たる従事者1人あたり年間 250日(2,000時間)以内 (5年後)

【農業経営改善計画の認定の有効期間】

農業経営改善計画の認定をした日から起算して5年